

別 添

国自技第121号

平成15年9月3日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部

技術企画課長

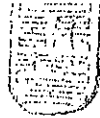
速度抑制装置を前倒して装着する自動車の取扱いについて

大型貨物自動車に対する速度抑制装置装着義務付けは、本年9月1日より実施されており、使用過程車にも本年9月より3年間で順次適用される。

速度抑制装置装着義務付け対象自動車の中には、適用期日前であっても速度抑制装置を前倒して装着しているものがあり、これらの自動車の使用者から自動車検査証の備考欄に「速度抑制装置付」の記載を適用期日前であっても記載して欲しい旨の要望があった。

この要望について検討した結果、速度抑制装置の早期装着に寄与するものであると考えられることから、今後、自動車の使用者から自動車検査証の記載事項等変更の申請があり、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領に規定する試験成績書又は「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成15年7月7日国自技第68号）に規定する証明書の提示があった場合は、その内容に不備がないことを確認し、適用期日前であっても自動車検査証の備考欄に「速度抑制装置付」の記載を行うこととされたい。

なお、「速度抑制装置の装備に係る自動車検査証への記載について」（平成14年7月5日国自技第126号）は、廃止する。



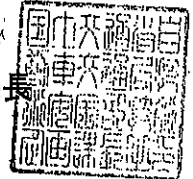
国自技第121号の2
平成15年9月3日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省

自動車交通局技術安全部

技術企画課長



速度抑制装置を前倒して装着する自動車の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通達したので、通知します。